

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休みのときは翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県立県民文化会館の使用料の徴収の事務の委託（文化振興課）

身体障害者福祉法による医師の指定（社会課）

鳥取県母子世帯等実態調査要領（児童家庭課）

土地改良事業の認定（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定の解除（二件）（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（三件）（〃）

◇ 教 委 告 示 平成六年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要領（教職員課）

◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施（衛生課）

都市計画法による公聴会の開催（都市計画課）

## 告 示

### 鳥取県告示第七百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県文化振興財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	元 村 嘉 男	鳥取市湖山町東五丁目五〇四―一七 もとむら眼科医院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸の機能の障害	根 本 良 介	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院

内 科 小 児 科	心臓、じん臓 又は呼吸器の 機能の障害	乾 和 彦	気高郡鹿野町大字鹿野一〇 九一―五 乾医院
--------------	---------------------------	-------------	-----------------------------

鳥取県告示第七百七十六号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、平成五年度鳥取県母子世帯等実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年度鳥取県母子世帯等実態調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦（以下「母子世帯等」という。）の生活の実態を把握し、これらに対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 用語の定義

- 1 この要領において「母子世帯」とは、父のいない児童がその母によって養育されている世帯をいう。
- 2 この要領において「父子世帯」とは、母のいない児童がその父によって養育されている世帯をいう。
- 3 この要領において「寡婦」とは、四十歳以上六十五歳未満の配偶者

のいない女子であつて、父のいない児童をかつて養育していたものをいう。

4 この要領において「父（母）のいない児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 父（母）が死亡した児童

イ 父母が婚姻を解消した児童

ウ 父（母）の生死が一年以上明らかでない児童

エ 父（母）から引き続き一年以上遺棄されている児童

オ 父（母）の精神又は身体が障害のある状態にあるため、その養育を受けることができない児童

カ 父（母）が法令により引き続き一年以上拘禁されているため、その養育を受けることができない児童

キ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ク その他アからキまでに掲げる児童に準ずる状況にある児童

三 調査対象

この調査は、県内の母子世帯等を対象とする。

四 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- 1 母子世帯等に該当することとなった時期、原因等
- 2 家族の状況
- 3 就労の状況
- 4 生計の状況
- 5 住居の状況
- 6 育児及び家事の状況

7 意識の状況

8 行政機関の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

五 調査方法

この調査は、民生委員が、母子世帯等を訪問して調査票の記入を依頼し、後日回収する方法で行う。

六 調査の対象となる日

平成五年十月一日

七 調査期間

平成五年十月一日から同月二十日まで

八 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第七百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯郡赤碓町大字出上三二一番地西村富士夫ほか三人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業 柏谷地区区画整理）を平成五年九月二十七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
若桜町	農山漁村同和对策事業高野地区ほ場整備	昭和五十三年三月二十五日
〃	農林業同和对策事業五反田地区ほ場整備	昭和五十五年三月二十日
佐治村	農村基盤総合整備事業上佐治（善谷）地区区画整理	平成二年三月二十日

鳥取県告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字奥沢見字銚子口一三三三の六三、一三三三の六四、

一三三三の六九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字灘際一二八一の四、一二八二の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九の一、三九の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字ヲイコ谷八四一の一・八四一の五九から八四一の六一まで・八四一の六六・八四一の六七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

平成六年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

平成五年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成六年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

1 募集園児数 60人

2 出願資格を有する者

平成元年4月2日から平成2年4月1日までに出生した幼児

3 入園志願書の交付

(1) 交付期間

ア 平成5年11月1日（月）から同月10日（水）まで（11月3日及び日曜日を除く。）とする。

イ 交付時間は、8時30分から16時まで（土曜日は8時30分から12時まで）とする。

(2) 交付場所

鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「久松幼稚園」という。）

4 出願方法

(1) 出願手続

ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。

イ 久松幼稚園の園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

ウ 平成5年11月11日（木）及び同月12日（金）とする。

エ 受付時間は、14時から16時30分までとする。

イ 受付場所

久松幼稚園

5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成5年11月19日（金） 9時

(2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成5年11月19日（金）10時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園の園長が定める。

(2) 園児の募集に関し不明なことは、久松幼稚園（鳥取市東町一丁目208 電話0857-22-3252）に問い合わせること。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により平成5年度毒物劇物取扱者試験を、次のとおり実施する。

平成5年10月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成5年12月2日（木）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。

(2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱いの方法

(3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間

平成5年10月29日（金）まで（郵送による場合は、平成5年10月29日（金）までの消印のあるもの限り受付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地在管轄する保健所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書

(2) 写真（申請前6月以内に脱帽して、正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚

その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所に照会すること。

都市計画法（昭和48年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成5年10月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公聴会の開催日時及び場所

区 分	日 時	場 所
鳥取都市計画の変更案に係る公聴会	平成5年11月2日 (火) 午後2時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
米子港湾都市計画の変更案に係る公聴会	平成5年10月29日 (金) 午後1時から	米子市東町160-1 米子市総合研修センター

2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更について

3 案件の概要

(1) 鳥取都市計画の変更案に係る公聴会

市街化区域及び市街化調整区域の境界が地形の変化により不明確になっているところがあること、市街化調整区域内に宅地として開発された土地があること、市街化調整区域内に一般宅地造成事業等による開発が確実なところがあること等により、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、市街化調整区域のうち鳥

取市円護寺地区等約87ヘクタールを市街化区域に、市街化区域のうち鳥取市的場・西大路地区等約1ヘクタールを市街化調整区域に、それぞれ編入するとともに、市街化調整区域のうち鳥取市晩稲・南隅・賀露地区等約139ヘクタールを土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実になるときまで市街化区域に編入することを保留する区域として設定しようとするものである。

(2) 米子境港都市計画の変更案に係る公聴会

市街化調整区域内に土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実なところがあることにより、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるため、市街化調整区域のうち米子市観音寺地区等約93ヘクタールを市街化区域に編入するとともに、市街化調整区域のうち米子市赤井手地区等約95ヘクタールを土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実になるときまで市街化区域に編入することを保留する区域として設定しようとするものである。

4 公述の申出等

(1) 公述申出書

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

(2) 提出期限

平成5年10月20日(水) (郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述人の選定等

申出者が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、又は意見を述べた時間を制限することがある。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部都市計画課 電話0857-26-7366、7373

鳥取市尚徳町116

鳥取市建設部計画課 電話0857-22-8111 内線2713

岩美郡国府町大字町屋305-1

国府町建設課 電話0857-22-0111

米子市加茂町一丁目1

米子市都市開発部都市計画課 電話0859-22-7111 内線290、291

境港市上道町3000

境港市建設部都市計画課 電話0859-44-2111 内線179、180

西伯郡日吉津村大字日吉津872-15

日吉津村企画課 電話0859-27-0211